

重要事項説明書

(介護医療院)

1. 事業者

- (1) 事業所 木津屋橋武田病院 介護医療院
- (2) 種別 個人
- (3) 所在地 京都市下京区油小路通下魚棚下ル油小路町 293 番地
- (4) 電話番号 075-343-1766
- (5) 代表者氏名 武田 隆男
- (6) 設立年月 昭和63年 3月 1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 介護医療院
令和元年10月1日指定 (京都府 第26B0400016号)

(2) 事業の目的

開設者武田隆男が設置する、木津屋橋武田病院 介護医療院（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するため、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(3) 運営方針

- 1 当施設は長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。
- 3 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行う。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 施設は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努める。
- 6 施設の管理者及び施設の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員ではない。また施設の運営について、暴力団員等の支配を受けない。
- 7 施設は前6項のほか、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（厚生労働省令第5号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(4) 個人情報保護法

個人情報保護のため「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス 平成 29 年 4 月 14 日（令和 5 年 3 月 29 日最終改正）厚生労働省」を遵守する。

(5) 施設の所在地 京都市下京区油小路通下魚棚下ル油小路町 293 番地

(6) 電話番号 075-343-1766

FAX 番号 075-343-5739

(7) 院長（管理者） 若林 詔

(8) 開設年月 令和元年 10 月 1 日

(9) 入所定員 111 名

3. 施設の概要

介護医療院

(1) 敷地及び居室の種類

敷地	607.2㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 地下1F・地上4F (耐火建築)
	延べ床面積	2,136.94㎡
	利用定員	111名
居室の種類	2人部屋	5室
	3人部屋	3室
	4人部屋	23室

(2) 主な設備

機能訓練室	1室
一般浴室	1室
機械浴室	特殊浴槽（1台） 介護シャワー（1台）
食堂・談話室	3箇所

※療養室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して介護医療院サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を満たしています。

従業者の職種	員数
院長（管理者）	1名
医師	3名以上
看護職員	19名以上
介護職員	28名以上
介護支援専門員	1.2名以上
栄養士又は管理栄養士	2名以上
薬剤師	1名以上
理学療法士	1名以上
機能訓練指導員 (理学療法士除く)	1名以上
調理師	1名以上
診療放射線技師	1名以上
事務員	1名以上

職 種	勤 務 体 制
院長	9：00～17：30
医師	日勤 8：30～17：00
	9：00～17：30
	当直 17：00～ 9：00
看護職員	早出 7：30～16：00
	日勤 8：30～17：00
	遅出 10：00～18：30
	夜勤 16：30～ 9：00
	※ 原則として職員1名あたり入所者様6名のお世話をいたします。
介護職員	早出 7：30～16：00
	日勤 8：30～17：00
	遅出 10：00～18：30
	遅遅出 12：30～21：00
	夜勤 16：30～ 9：00
※ 原則として職員1名あたり入所者様4名のお世話をいたします。	
機能訓練指導員	月～金 8：30～17：00
介護支援専門員	看護職員の専属・兼任者がおります。
管理栄養士	中出 8：30～17：00
	遅出 9：30～18：00
薬剤師	日勤 8：30～17：00

5. 当施設が提供するサービス及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス（契約書第3条）

以下のサービスについては、介護保険から給付されます。

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供し適切な栄養ケア・マネジメントを行ないます。
- ・疾病治療の手段として、医師の発行する食事箋に基づき治療食を提供いたします。（一部提供できないものもあります。）

（食事時間） 朝食：8：00～ 昼食12：00～ 夕食18：00～

②入浴

- ・入浴週2回又は入浴できない場合は全身清拭を行います。
- ・寝たきりの方には機械浴槽・シャワーバスを使用して入浴することもできます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥機能訓練

- ・機能訓練指導員による入所者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ・当施設の保有するリハビリ器具
歩行器・・・5器 ホットパック・・・1機 牽引機・・・2機 マイクロ波・・・1機 低周波・・・2機

⑦サービス利用料金（契約書第6条参照）

- ・ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事・居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。
- ・上記利用料金等については、別紙1（介護医療院）①に定める通りとする。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

- ・利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ・上記利用料金については、別紙1の②に定める通りとする。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

- ・前記（1）、（2）の料金・費用は、月末に計算し、毎月15日（土・日・祝日の場合は翌日）にご請求します。請求後7日以内に受付・事務室にてお支払い下さい。

・支払い方法

①介護保険サービス費

1. 現金支払い

支払場所：受付・事務室

受付日時：月曜日～日曜日（祝日・GW・正月等も支払い可能） / 9：00～20：00

2. クレジットカード支払い

支払場所：受付・事務室

受付日時：月曜日～土曜日（祝日・GW・正月は除く） / 9：00～17：00

3. 振込み

施設指定の口座への振込み

振り込み手数料は支払い者負担となります。

4. 口座引き落とし

所定の手続きにより、口座引き落としが可能となります。

毎月 27 日（土・日・祝日の場合は翌日）に口座振替

②介護保険サービス対象外費用

介護保険サービス対象外費用の内、当施設への支払い以外（歯科医療機関、タオルリース等取扱業者、理美容代、その他委託業者）の費用についての支払いは、各委託業者等が指定する支払い方法となります。上記支払いについて遅延している場合は、各委託業者より直接支払い依頼の催促があります。その際に必要となる利用者個人情報については当施設より各委託業者へ提供いたします。

月の途中で退所される場合は、退所時に精算し支払いをしていただきます。但し、土・日・祝日、退所時間、請求担当者の都合等により翌日以降となる場合があります。

(4) 入所中の医療の提供について

施設入所中は、当施設の医師による診療が受けられますが、施設で対応が困難な場合は下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいておりますのでご安心下さい。

・協力医療機関

名 称 医療法人 財団 康生会 武田病院

住 所 京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 8 4 1 - 5

・協力歯科医療機関

名 称 医療法人 おおいしばし歯科・矯正歯科

住 所 京都市南区東九条中御霊町 49-1 クロス京都南 1F

※当施設に連絡無しに、他の医療機関の診療や訪問看護ステーションの訪問看護を受けた場合は介護保険の適用とならない事がありますのでご注意下さい。

①外泊・外出中に受診の必要性が生じた場合は、施設に連絡して下さい。

②やむを得ず他院を受診する場合は必ず事前に施設職員に相談して下さい

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

以下のような事由に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第17条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ③施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- ⑥ご契約者から退所の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦施設から退所の申し出を行った場合。（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（契約解除、6の⑤）（契約書第18条、参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに申し出てください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ご契約者が入院（他医療機関）された場合。
- ④施設もしくは施設従事者が正当な理由なく本契約に定める介護医療院サービスを実施しない場合。
- ⑤施設もしくは施設従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥施設もしくは施設従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合。
- ⑦他の入所者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

（2）施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除、6の⑥）（契約書第19条参照）

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく無断で3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- ④ハラスメント行為が行われた場合。
 - 身体的暴力（物を投げつける、殴る・蹴る、手をはらいのける、唾を吐く、服を引っ張る等）
 - 精神的暴力（大声を發する、怒鳴る、従業員に対しての批判的な言動、理不尽なサービス要求等）
 - セクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる、抱きつく、あからさまに性的な話をする、卑猥な言動を繰り返す等）
- ⑤④の他、ご契約者が契約書の第4章第12条の禁止行為を行った場合
- ⑥ご契約者が病院又は診療所に入院した場合。
- ⑦ご契約者が他の介護保険施設に入所した場合
- ⑧主治の医師の判断において、退所し居宅において生活できると判断された場合。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、施設はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために以下の援助をご契約者に対して適切に行います。

- ①適切な病院もしくは診療所又は他の介護老人保健施設などの紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介
- ④相談指導員、看護師、管理栄養士、などによる在宅介護の指導。
- ⑤在宅復帰に向けての退所前後の訪問指導。
- ⑥老人訪問看護指示書の発行。

以上の援助に関して、法令に基づく加算の対象となる場合は法定の負担金をご負担いただきます。

7. 人権の擁護・虐待の防止等

1. 当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における提供したサービスまたは個人情報等の利用者からの苦情やご相談は以下の専用窓口を受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) 看護部長 坂本 富士美
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
 9:00～17:00
- 連絡先 075-343-1766

当施設における窓口は、上記以外にも各階の看護師長又は1階窓口でも受付いたします。また、ご意見箱を玄関口・2F・3Fの各談話室に設置しております。

(2) 苦情・相談の対応手順

ご契約者様から相談担当者およびご意見箱に受け付けました苦情や相談は、該当する部署で状況調査や原因の分析、対応を検討致します。検討した内容は当施設全体で組織するサービス向上委員会で協議して最終的な対応を決定し、その結果を患者様に文書で回答するとともに、改善した内容を掲示板で患者様に報告します。

(3) その他

当施設以外にも、各居宅介護支援事業所、お住まいの市町村及び各役所、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けております。連絡先は次の通りです。

窓口	電話番号
北区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-432-1364
上京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-441-5106
左京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-702-1069
中京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-812-2566
東山区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-561-9187
山科区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-592-3290
下京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-371-7228
南区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-681-3296
右京役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-861-1416
右京区役所京北出張所 福祉担当	075-852-1815
西京区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-381-7638
西京区役所洛西支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-332-9274
伏見区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-611-2278
伏見区役所深草支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-642-3603
伏見区役所醍醐支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	075-571-6471

京都府国民健康保険団体連合会

075-354-9090

9. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供中に容体の急変や事故が発生した場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、当施設の医師等が速やかに必要な対応をします。当施設での対応が困難な場合は、協力医療機関（医療法人 財団 康生会 武田病院）に搬送して対応致します。また、患者様がお住まいの市町村、ご家族等にも速やかに対応致します。なお、当施設は東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

10. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時においても、必要なサービスが提供できるよう介護施設・事業所における業務継続計画ガイドラインに基づき、業務継続の計画の策定や従事者への研修、訓練を行います。さらに感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及び蔓延の防止の為の指針については、それぞれに対する項目を適切に設定し、一体的に策定しています。また、定期的に見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 衛生管理等感染症予防及び蔓延の防止

サービス提供中の感染対策について、自らが感染源となることを予防し、また自らを感染から守るため、感染対策マニュアル等に基づき、手洗い、嗽を励行し万全の対策を講じます。また、感染症の発生や蔓延を防止する為、指針の整備を行うとともに、委員会や研修、訓練を定期的実施します。

12. 身体拘束の原則禁止

入所者又は他の入所者等の生命又は身体を養護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体等の拘束は行わない。なお、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たし、医師の指示のもとにおいて本人・家族へ説明し、同意を得て実施するものとします。